

法律第十四号（平一八・三・三一）

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「十二人」を「十四人」に改める。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）